

令和2年度第3回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会議事録

- 1 日 時 令和3年2月24日（水）午前10時から11時30分まで  
2 場 所 倉吉市役所本庁舎大会議室  
3 出席者 委員13名（全委員16名）、事務局（生活産業部長、人権政策課）6名  
4 概 要 ■：議長発言、○：委員発言

(1) 協議事項 第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画素案（修正版）について

■第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画素案（修正版）について、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）第3校

■第3校について、ご意見はございませんか。

○この計画は行政用語を使わなければならない。「部落問題学習」は行政用語ではなく、「同和問題学習」に。「被差別部落」は「同和地区」である。一般と行政の使用は違うのできちんと押えておくこと。10年以上前に使っていた「社会的立場の自覚・・・」という言い方を今でもするのか。一般的には、「人権尊重の社会づくりの担い手」なので捉え方をきちんとすること。

■23ページの相談体制の充実の所で、「倉吉市人権文化センターを中心に」とあるが、これは倉吉市全体のセンターか、それとも中央のセンターを指すのか。

（事務局）

・5センターですので、「人権文化センター」に修正します。

■4ページの人権教育・同和教育の推進の削除されている部分。「幼少期から人権感覚を身につけることが望まれています。」という表現の状態ではない。国の指針と人権保育指針を見ても、消された内容を入れなければならない。元に戻していただきたい。

■「保育所」が事業名であるのに「保育園」と直してある。「保育所」は国や市が使っている。通称「保育園」と言いますが、事業名は「保育所」になっているので、保育所のままでよいと思います。

（事務局）

・元に戻す形で修正したいと思います。

○なぜここを削除するようになったのか。そういう意見が出たかもしれないが、言われたままにか、何らかの思いがあって削除されたのか。

（事務局）

・各人権文化センターの意見を確認する中で反映させたという流れだが、その内容が適切でなければ、元に戻すなり修正させていただきたい。

○5ページの(2)学校教育の推進に「、機関」と表記がありますが、何の機関か分からないし、独立したものとなるので、「各構成団体・機関」と直していただきたい。

○(2)学校教育の推進の所で、表現が不適切ではないかと思うし、文章を入替えないと成り立たない。「あらゆる差別の解消を図る自覚を育て、」の部分は「人権尊重の社会づくりの担い手としての自覚を育て、あらゆる差別の解消に向け行動できる資質と能力を育成する人権教育の充実に努めます。」とされた方がよい。それから、「中学校人権(同和)教育研究協議会等」は「各中学校区人権(同和)教育研究協議会」に直された方がよい。

○5ページの3段落目の「今後も学校における人権教育を推進していく一環として、」の表記は不要です。学力保障は人権教育の一つの大きな柱で一環ではない。「また、部落差別の現実から深く学び、部落差別の解消への指導力を高めるための研修の充実に目指します。」という表記が最後にあるが、単独表記には違和感がある。2段落目の「人権意識を身につけた子どもの育成のための活動を推進するとともに、部落差別の現実から深く学び、部落差別をはじめあらゆる差別の解消への指導力を高めるための教職員研修の充実に目指します。」と記載の場所を中学校区の下に持って行かれた方がよい。

(事務局)

・修正させていただきます。

○18ページの「病気にかかわる人の人権」の現状と課題の所で、「病気にかかわる人」の表現を「患者や家族、医療従事者などの病気にかかわる人」と入れた方が分かりやすい。病気への忌避意識は無い。病気に感染した人への忌避意識なので整理された方がよい。経済格差にかかわって具体的に偏見や差別の実態はあるのか。どうしても記載が必要であれば、これにかかわる施策が次に出てこなければならない。施策が出ていなければ、出来れば削られた方がよい。

(事務局)

・整理をさせていただきます。

○13ページの中段に「今後の社会づくりとして、すべての人へ性別に囚われない考え方の浸透を図り、多様な性を受容できる社会を目指して、性別にかかわらず能力の発揮できる社会づくりに努めます。」と載っているが必要なのか。この内容は性的マイノリティと重複するので必要ないと思う。どうしても入れたいのであれば、「性別にかかわらず個人の能力の発揮できる社会づくりに努めます」だけなら分かる。また、「家庭や地域における男女の役割に著しい偏りがあります。」と追記があるが、前の段落に既に明記されており必要ない。「元通り15.8%となっています。」で止められた方がよい。

○15ページの相談体制の充実について、全体的に見て社会情勢の中で就労、勤労実習生が増えている現状の中で、所管が教育委員会・福祉課だけでなく、人権政策課や人権文化センターもその中に入るのではないかと思うので検討願いたい。社会のニーズに合った政策、どこに行けば相談できるか明確化した方がよいと思う。

■その他に気付かれたことはございませんか。次の第4校とパブリックコメントについて、事務

局から説明をお願いします。

(事務局説明)

■事務局から38件のパブリックコメントと対応方針（案）が示されましたが、何かお気づきの事はございませんか。

○「第9 その他の人権侵害」の中に、アイヌ民族や拉致被害者等が入っているが、その他の人権侵害の表現に固執するのか。県では「様々な人権」という。直接的に人権侵害の状況や時代によって新たな人権問題が出てくる。県では、東日本大震災の被災者に関する人権問題を取り上げるなどしている。就労に関することや、ひきこもりにかかわる問題なども今後取り上げる課題となる。可能であれば、「その他の人権侵害」という表現ではなく、「様々な人権」という表現にした方が良いのではないか。

○コメントを出す方も本気で考えている人もあるだろうし、いろいろだと思います。全てコメントどおり直されるつもりはないだろうが、市が中心になって、そしてこの審議会が一番基になるものとして対応すればよい。

■対応方針のNo. 37 総合計画のスケジュール以下は省いてもよいのではないか。ここは不必要だと思う。

(事務局回答)

・ご意見のとおりとします。

■パブリックコメントを受けての修正案について、ご意見をお願いします。2章まででお気づきの所はございませんか。

○5ページの社会教育の推進の所。「地域における人権教育の推進に努め、」は、「充実に努めます。」で切り、それ以降は別の話である。「また、倉吉市人権教育研究会をはじめ、各地区人権（同和）教育研究会、各中学校区人権（同和）教育研究会等の活動と連携し、人権が尊重され、安心安全な地域づくりを推進します。」と記載を分けた方がよいと思う。

■その他にありますか。第3章で何かございますか。

■12ページ、障がいのある人の人権の所。県と市の障がい者プランを読んで、抜けていると思ったのが、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律があり、スポーツ、文化、芸術活動の充実という項目が無いと気付いたので、それをどこかに入れて欲しい。市の障がい者プランを参考にいただければと思う。

○ICTの活用が不登校と児童虐待の辺りで出ているが、気になるのは、個人情報をごまかで行政が介入するか。恐いことなので個人情報の保護を一項目入れておかないと、私事の中に行政が入っていくことは私権を侵害すること。

(事務局回答)

・ご意見のとおりと思います。ICT云々については、関係機関で個人情報を共有することは条

例上かなり難しいと認識している。実現はかなり大変と思うが、必要なことなので検討はしていくと加えたもの。

■その他ございませんでしょうか。

○18ページで、「過去の感染症差別の実態、国の隔離施策等の歴史的経緯に学び、」は固い文章。要するに「かつて行政が推進したハンセン病患者の隔離政策の誤りについて学習するとともに、」とした方が分かりやすいのではないかと。

○要望ですが、今回沢山の議論の中で数値目標を掲げました。これが設定されたことは評価すべきです。数値が出た以上、5年先にどう評価するのか、絵に描いた餅でなく実のあるものにするためにどう行動していくのか、これを一番肝に銘じておかないといけない。広く全市的に取り組むには、条例では市、市民、事業者の責務が定められていますので、そのためにどう行動していくかを行動計画で示していただきたい。

## (2) 協議事項 その他

■その他で何かございますか。

(事務局説明) 今後の日程

■委員の皆さんから特にございませんか。以上で本日の審議を終了します。